

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	大月町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.otsuki.kochi.jp/kakuka/003-02.html

執行機関名 大月町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大月町福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第33号)による乳幼児及び児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		平成27年12月17日条例第19号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条別表第1 1大月町福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第33号)による乳幼児及び児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号) 第一条	大月町福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第33号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第1項に規定する子ども子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長をに資することを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児及び重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ)の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。第3条 この条例に定める医療の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)乳幼児の保護者で、次のア及びイまでのいずれにも該当する者 第2条 この条例において、「乳幼児」とは次に掲げるものをいう。 (1)乳児 年齢一歳に達する日の属する月の末日までの者 (2)幼児 年齢一歳に達する日の属する月の翌月の初日から年齢6歳に達する日以後の最初の3月末日までの者 (3)児童 15歳に達する日以後の最初の3月末日までの者(乳児及び幼児を除く)
⑦独自利用事務の関連規範		大月町福祉医療費助成に関する条例(昭和49年条例第33号) 大月町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年規則第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	大月町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年規則第13号)第2条第2項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	大月町福祉医療費助成を受けようとする者の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	大月町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年規則第13号)第2条第4項第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		